

令和5年度事業計画

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

大要、前年度の事業内容を踏襲し、事業の効率的推進を図る。各事業計画の詳細並びに収支(増減)予算書(案)は以下のとおり。

1 植物検疫に関する知識の啓蒙

- (1) 全植検協通報の発行
3ヶ月毎の発行に努める。
- (2) 植物検疫くん蒸安全旬間事業の支援
植物検疫くん蒸安全旬間(11月1～10日)の活動を支援するため、「植物検疫くん蒸安全旬間ポスター」を作成し、関係者に頒布する。
- (3) 全植検協ホームページの運営
「農産物の輸出に関する相談窓口」や「輸出用木材こん包材の消毒証明」等の欄を活用し、各種の検疫情報の発信に努める。
- (4) 植物検疫に関する照会に対する対応及び指導
電話、メール等により寄せられた質問等については、迅速で丁寧な回答に努める。

2 植物検疫に関する情報の収集、整理及び提供

- (1) 植物検疫に関する情報の収集及び提供
植物検疫に関する法令、規則、連絡文書、説明資料等の収集及び提供を積極的に進める。
- (2) 輸入植物検疫の業務量に関する情報の整理及び配布
植物防疫所から提供される輸入植物検疫業務量に関する統計情報を整理し、関係会員等の利活用に資する。
- (3) 検疫くん蒸剤に関する情報の収集及び提供
「検疫くん蒸剤の再評価」に伴う農薬登録内容の変更に関する情報の収集と関係者への提供を積極的に進める。

3 植物検疫に関する官公署及び団体との連絡並びに協調

植物検疫関係官庁及び団体等との連絡及び協調に努め、諸情報を交換する。

4 植物検疫に関する印刷物・図書の作成刊行

「植物、輸入禁止品等輸入検査申請」等諸様式の印刷及び頒布

5 検疫業務の円滑な運営に資する委員会の開催

必要に応じて次の委員会を開催する。

- (1) 業務企画委員会
当協会業務の効率化、合理化等の改善に関する事項等について検討を行う。
- (2) 植物検疫くん蒸安全旬間ポスター図案選考委員会

標記ポスターの図案選考を行う。

(3) 輸出用木材こん包材消毒証明事業検討委員会

輸出用木材こん包材の消毒証明事業の適切な運営について検討する。

(4) 上記の他、必要があれば課題に応じて専門委員会を構成し検討を行う。

6 植物検疫に関する研修会等の開催

(1) 植物検疫全国研修会

会員や関係者を対象とした植物検疫研修会を開催する。

(2) 支部研修会の開催

地域植物検疫協会の職員等を対象として支部において研修会を開催する。また、支部の開催する研修会に他支部会員からの参加希望がある場合は、参加できるよう調整する。

7 植物検疫に関する受検体制の整備

(1) 輸出盆栽に添付する標識の作成及び頒布

植物防疫所からリスト提供や依頼がある場合は、それらに基づき EU 向け盆栽に添付する標識を作製し、生産者へ頒布する。

(2) 輸出用木材こん包材消毒証明業務の円滑な実施

地域植物検疫協会と連携し、当該業務を斉一に推進する。

(当協会が農水省の事業を受託した場合)

(3) 農林水産省からの委託事業の実施

輸出先国の植物検疫条件等に対応する上での課題解決に向けた取り組みを支援する。

8 その他協会の目的を達成するために必要な事業

表彰規程に基づく表彰事業を実施する。